

# 宮崎県特定不妊治療費助成事業実施医療機関 実施状況

実施医療機関名	医療法人社団政彬会 野田医院
---------	----------------

## ○記載項目についてのご説明

### 1. 配置人員について

・**胚培養士／エンブリオロジスト**については、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載しています。**ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、配置人員の人数に含めていません。（兼務の状況等については備考欄をご確認ください。）**

・**コーディネーターおよびカウンセラー**については、**産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士／エンブリオロジストが兼務する場合は、配置人員の人数に含めていません。（兼務の状況等については備考欄をご確認ください。）**

### 2. 治療内容について

※費用については各治療毎に**保険適用外にて治療を行った場合の標準的な金額を記載**しております。令和4年4月から不妊治療の**保険適用範囲が拡大されたことから、実際の治療に要する費用は記載内容と異なりますので、治療を受ける際には事前に治療費用についてご確認**いただけますようお願いいたします。

・**人工授精**は、月経周期開始から人工授精実施、妊娠確認までの一連の治療周期をさします。費用については、卵巣刺激等にかかる費用も含めた総額（標準的な費用）を記載しています。

・**体外受精＋新鮮胚移植**は、卵巣刺激、採卵/採精、前培養/媒精/胚培養、新鮮胚移植、妊娠確認までの一連の治療周期をさします。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額（費用が比較的低い患者と高い患者の場合）について記載しています。

・**凍結融解胚移植**は、凍結胚の融解、移植、黄体補充、妊娠確認までの一連の治療周期をさします。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額（標準的な費用）を記載しています。

・**顕微授精**にかかる費用については、未受精卵1個に対し、顕微鏡下に精子を注入する手技のみにかかる標準的な費用を記載しています。

・**精巣内精子回収術**は、SimpleTESEをさします。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載しています。

項目		令和4年3月1日時点	
配置人員	産婦人科専門医	1名	
	うち、生殖医療専門医		
	泌尿器科専門医	1名	
	うち、生殖医療専門医		
	看護師	12名※(備考参照)	
	胚培養士／エンブリオロジスト	2名	
	コーディネーター カウンセラー	※(備考参照) 2名※(備考参照)	
備 考			
看護師 12名（助産師 7名、看護師 5名） 体外受精コーディネーター 1名（培養士） 不妊カウンセラー 3名（助産師、管理栄養士、看護師）			
治療内容	治療の種類		令和3年実績
	人工授精	年間実施件数	330件
		費用（税込）	20,000円
	体外受精＋新鮮胚移植	年間実施件数	50件
		費用（税込）	350,000～500,000円
	凍結融解胚移植	年間実施件数	94件
		費用（税込）	200,000円
	顕微授精	年間実施件数	84件
		費用（税込）	40,000円(※備考参照)
	精巣内精子回収術	年間実施件数	件
費用（税込）			
備 考			
○採卵件数：161件 ○体外受精＋顕微授精：25件 ○顕微授精料金 手技料30,000円＋1個顕微授精する毎に10,000円加算			

項目		令和4年3月1日時点
実施事項①	自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っている。	○
	自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとっている。（自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答なし）	○
実施事項② (医療安全管理体制)	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている。	○
	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している。	○
	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施している。	○
	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている。	○
	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている。	○
体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジストのいずれかの職種の職員 2 名以上で行っている。	○	
実施事項③	倫理委員会を設置している。 ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる。	○
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している。	
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている。	○
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している。	